



第1条 (名称)

当会は、「しまね消防員さんさんクラブ」(以下「当会」といふ)と称し、公益財団法人島根県消防協会(以下「協会」といふ)と株式会社山陰中央新報社(以下「山陰中央新報社」といふ)が共同して運営します。

第2条 (目的)

会員のために別に定める各種事業を行い、会員と協会等の交流ならびに、会員相互の親睦を図り、あわせて広く県民に消防団活動に対する理解を深めてもらい地域防災力の充実強化の推進や地域文化の向上と地域活性化に寄与することを目的とします。

第3条 (会員資格)

当会は、島根県内の消防団の消防団員を会員として構成します。

第4条 (会員登録)

- 1) 当会規約に同意した上で所定の方法に従って入会を申し込み、当会会員名簿に登録されることにより会員となると同時に、山陰中央新報さんさんクラブの会員にもなります。また、消防団を退団したときに会員資格を失います。なお、山陰中央新報さんさんクラブへの移行手続きを行った者は、引き続き山陰中央新報さんさんクラブの会員となります。
- 2) 会員には、会員証を発行します。会員は退会、消防団を退団その他会員資格を失った場合には、速やかに会員証を事務局に返却しなければなりません。
- 3) 会員は、会員登録の際に届け出た連絡先や住所の変更、会員証の紛失等があった場合、当会に通知し速やかに変更手続きをするものとします。なお、新たに会員証の発行を受けるときは、当会所定の手数料をお支払いいただきます。

第5条 (事業)

当会は、第2条の目的のため、活動地域の全部または一部で次に掲げる各種事業を行います。

- 1) 山陰中央新報さんさんクラブ(以下「さんさんクラブ」といふ)の事業
 - ① 山陰中央新報社が主催または後援する事業への招待または優待
 - ② さんさんクラブが主催または他の団体と連携して行う文化講座、講演会等への招待または優待
 - ③ さんさんクラブの活動に賛同する協賛店、各種施設等への招待または優待
 - ④ その他各種催事への招待または優待
 - ⑤ メールマガジンの発行や協賛によるPRメールなどウェブによる情報提供
 - ⑥ 会員アンケートの実施や地域モニターとしての情報提供
 - ⑦ 山陰中央新報社ならびに関連会社、山陰中央新報販売所、広告主、業務委託先のほか、さんさんクラブが承認した者の商品・サービスに関する情報および営業に関する各種案内
 - ⑧ ウェブ関連サービス・商品の提供
 - ⑨ 地域文化や会員の暮らし支援の新たな商品・サービス開発
 - ⑩ その他、さんさんクラブの目的を達成するために必要な事業
- 2) 協会と島根県が実施するしまね消防団応援の店(以下「応援の店」といふ)の事業
 - ① 応援の店での割引及び優待
- 3) 協会と山陰中央新報社が共同で行う事業
 - ① 当会が主催または後援する事業への招待または優待
 - ② 当会が主催または他の団体と連携して行う文化講座、講演会等への招待または優待
 - ③ その他各種催事への招待または優待
 - ④ メールマガジンの発行や協賛によるPRメールなどウェブによる情報提供
 - ⑤ 会員アンケートの実施や地域モニターとしての情報提供
 - ⑥ その他、当会の目的を達成するために必要な事業
- 4) 協会が実施する事業
 - ① メールマガジンの発行による情報提供
 - ② その他、協会の目的を達成するために必要な事業

第6条 (利用料)

当会の入会金、会費は無料とします。

第7条 (会員種別)

当会の会員は、さんさんクラブにおいて山陰中央新報購読契約者はゴールド会員、その他の者はフレンド会員とします。

第8条 (特典・サービス)

- 1) 会員は、当会が行う事業に参加し、特典・サービスを受けることができます。特典を受ける場合は原則として、会員証の提示を必要とします。
- 2) 当会は、さんさんクラブ事業については、それぞれの会員種別に応じて特典・サービスを定めます。
- 3) メール登録の有無や会員の居住地によってサービス内容が異なる場合があります。
- 4) 会員が特典・サービスを利用する場合には、会員各自の責任においてこれをなすこととし、万一事故ある場合、当会はその責を負いません。
- 5) 会員に通知することなく特典・サービスの内容を変更、停止、終了することがあります。当該停止または終了には、システムの保守や天災に起因するものも含まれます。

第9条 (禁止事項)

当会サービス利用に際しては、以下に定める行為(それらを誘発する行為や準備行為も含みます)を禁止いたします。

- 1) 日本国または利用者が所在する国・地域の法令に違反する行為
- 2) サービスの運営、提供を妨げ、信頼を失墜させる行為
- 3) 本来のサービスの提供の目的とは異なる目的でサービスを利用する行為
- 4) 当会または第三者の財産、プライバシー、その他の権利を侵害したり、当会または第三者に対し損害や不利益を与えたりする行為
- 5) 当会があらかじめ認めた場合を除き、広告、営業目的と判断できる行為
- 6) 選挙運動、宗教活動またはこれに類する行為
- 7) 第三者の会員登録情報を使用してサービスを利用する行為
- 8) サービスに関連して、反社会的勢力に直接、間接に利益を提供する行為
- 9) 当会規約に基づくすべての契約について、その契約上の地位およびこれに生じる権利義務の全部または一部を当会の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡する行為
- 10) 公序良俗に反する行為

第10条 (退会)

- 1) 会員は、所定の方法で当会に通知することにより、いつでも当会から退会できます。
- 2) 以下の場合は、会員の同意なく当会が退会処理できるものとします。
 - ① 当会規約に定められている事項に違反したとき
 - ② 死亡または行方不明
 - ③ 他人名義や架空名義であることが判明したとき
 - ④ 会員が届け出た連絡先に連絡がとれないとき、届け出の住所宛ての郵便物やウェブサービス等が届かないとき
 - ⑤ その他当会の会員としてふさわしくないと認められるとき

第11条 (さんさんクラブ規約の準用)

当会は、さんさんクラブ規約第11条(規約、規定)から第16条(免責事項)までの規定を準用します。

第12条 (事務局)

当会は、事務局を島根県松江市殿町383番地、山陰中央新報社内におきます。

第13条 (準拠法、合意管轄)

当会規約の成立、時効発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。当会規約、当会サービスにおいて当会と会員間との間で生じた紛争は、松江地方裁判所または松江簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 (発効日)

当会規約は、平成27年10月6日に発効します。

●個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)

「山陰中央新報さんさんクラブ会員規約」に準じます。



株式会社山陰中央新報社(以下、「当社」)は、「山陰中央新報さんさんクラブ」(以下、「当会」)の会員の個人情報を、当会の会員規約ならびに当社の個人情報保護管理方針に従って厳正に管理し、適切に取り扱います。

- 当会は、会員の個人情報を次のような目的の範囲内で利用いたします。
 - ① 会員の氏名、住所、購読歴等の確認、個人情報変更に伴う手続き
 - ② 会員への連絡や通知、取材、会員証の送付、各種サービスの提供
 - ③ 当社が発行する新聞や出版物、その他各種事業、電子メディアサービス、当社の商品・読者サービスに関する各種案内、ならびに当社の関連会社または広告主、提携企業等の商品・サービスに関する各種案内の送付
 - ④ 性別、年代など会員の属性に応じた新しいサービスの開発、提供
 - ⑤ 当会のサービス向上や当社の商品・読者サービスの改善に役立てる目的等で実施する各種アンケートや地域モニター調査
- 商品、サービスに関する各種案内について、会員から申し出があった場合は送付を中止します。
- 前記のほか、会員本人の同意の範囲内で利用する場合があります。
- 当社は、会員の個人情報を当社の関連会社、山陰中央新報販売店、個人情報の安全措置を適切に実施する企業・団体に対し、提供する場合があります。また、法令の定めに従って会員の個人情報を第三者に提供する場合もあります。
- 会員の個人情報の取り扱いを含む業務を外部の事業者へ委託する際は、委託先に対して会員の個人情報が漏洩・流出・滅失等することがないように当社が適切な監督を行うとともに、厳重な管理を義務付けます。
- 会員が、会員サービスを通じて第三者と取引関係を持ったことにより、当該第三者が取得した個人情報については、当社は責任を負いません。
- 会員は、会員サービスを通じて各種情報・商品・サービスを取得する場合や、第三者と取引関係に入る場合は、取引条件を十分確認の上、自らの責任でこれを利用するものとします。